

SNEY Newsflash

 **ERNST & YOUNG**

Quality In Everything We Do

2008年度税制改正案

2008 Proposed Tax Changes

Shin Nihon Ernst & Young

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

www.sney.com

2008 年度税制改正案

平成 19 年 12 月 13 日に「平成 20 年度税制改正大綱」が自由民主党により取りまとめられ公表されました。参院第一党の民主党も独自の税制改正大綱をまとめる予定であり、与党税制改正大綱の一部項目については法案審議の過程において修正・削除・追加などが行われる可能性があります。以下、大綱中の主な改正・見直し事項を掲げます。

（個人課税の改正・見直し）

1. 金融・証券税制

上場株式等の配当にかかる源泉徴収税率及び譲渡所得に係る税率については、金融所得の一体課税に向け、平成 20 年 12 月 31 日をもって軽減税率 10%（所得税 7%、住民税 3%）を廃止し、平成 21 年 1 月 1 日以後は 20%（所得税 15%、住民税 5%）とされます。その際、円滑に新制度へ移行するための特例措置として、平成 21、22 年の 2 年間、500 万円以下の譲渡益及び 100 万円以下の配当については軽減税率 10%（所得税 7%、住民税 3%）が適用されます。

個人投資家の株式投資のリスクを軽減するため、平成 21 年より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みが導入されます。

2. 事業承継税制

事業承継税制の抜本見直しが図られます。「中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）」の制定を踏まえ、平成 21 年度税制改正において、事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されます。本制度は、同法施行日以後の相続等に遡って適用されます。

- （1）事業承継相続人が、非上場会社を営んでいた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を営んでいく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権等株式等に係る課税価格の 80% に対応する相続税が納税猶予されます。
- （2）その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合などの一定の場合には、猶予税額が免除されます。
- （3）その事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から 5 年の間に、代表者でなくなる等、事業を継続していないと認められる場合には、その時点で、猶予税額の全額を納付しなければなりません。

3. 個人住民税の寄付金税制及び「ふるさと納税」

個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制が大幅に拡充されます。また、地方公共団体に対する寄附金については、個人住民税額の 10%を限度として、個人住民税額から税額控除できる仕組みが導入されます（いわゆる「ふるさと納税」）。これらの改正は、平成 21 年度分以後の個人住民税について適用します。

4. エンジェル税制

創業 3 年以内のベンチャー企業等への資金供給を促進するため、個人が、その年中に特定中小会社であって次の要件を満たす株式会社に出資した金額について、1,000 万円を限度として、寄附金控除が適用される制度が創設されます。

- (1) 設立 1 年目の株式会社---中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者
- (2) 設立 2 年目又は 3 年目の株式会社---特定新規中小企業者であって前事業年度及び前々事業年度における営業活動によるキャッシュフローが赤字であるもの

特定中小会社に出資した金額のうち、本特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得した特定中小会社の株式の取得価額から控除されます。

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得の 2 分の 1 課税の特例については、所要の経過措置を講じたうえ、廃止されます。

(法人関連税制の改正・見直し)

1. 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税を分離し、地方法人特別税を創設するとともに、その収入額を人口及び従業者数を基準として都道府県に譲与する地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進めます。なお、この新税制によっても、法人納税者の税負担総額自体は従前と変わらないことにご留意下さい。

- (1) 法人事業税の標準税率が改正され、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

(例) 資本金 1 億円超の普通法人の所得割の標準税率

	現行	改正案
年 400 万円以下の所得	3.8%	1.5%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	5.5%	2.2%
年 800 万円超の所得及び清算所得	7.2%	2.9%

- (2) 地方法人特別税が創設されます。地方法人特別税は、法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課せられる国税です。課税標準は法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額）です。付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の場合、所得割額に対する税率は 148% です。地方法人特別税の申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うものです。地方法人特別税は、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。
- (3) 地方法人特別税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税が創設されます。平成 21 年度から譲与されます。

2. 研究開発税制・情報基盤強化税制

(1) 研究開発税制

研究開発税制について、試験研究費の増加分に対する税額控除率の上乗せ措置を改組し、次の措置のいずれかを選択適用できる制度が創設されます。この制度における控除税額の上限は、既存の試験研究費の総額に係る税額控除制度（当期の法人税額の20%が限度）とは別に、当期の法人税額の10%相当額が限度とされます。よって、総額では、当期の法人税額の最大30%相当額まで研究開発にかかる税額控除が可能となります。

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%相当額を税額控除することとします。

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に税額控除率を乗じた金額を税額控除することとします。

（注）税額控除率は、次のとおりとします。

$$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.2$$

(2) 情報基盤強化税制

情報基盤強化税制について、次の見直しを行ったうえ、その適用期限が2年延長されます。

対象設備等に、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすものを追加します。

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等について、取得価額の合計額の最低限度を70万円（現行300万円）に引き下げます。

資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200億円が限度とされます。

3. 減価償却制度

法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化が行なわれます。また、耐用年数自体の見直しも行われます。耐用年数表の別表2（機械及び装置）は390区分から55区分へ大括り化されます。なお、この改正は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度について適用されます。

4. 国際課税

(1) 恒久的施設

非居住者又は外国法人に対する課税について、その課税標準を区分する恒久的施設とされる代理人等（自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者をいう。）の範囲から独立の地位を有する代理人等が除かれます。

（注）上記の改正は、平成20年4月1日以後の恒久的施設とされる代理人等の判定について適用します。

(2) 外国税額控除

特定目的会社に係る課税の特例等について、過大な控除を防止するため、特定目的会社等が納付した外国法人税の額は、現行の外国税額控除に代えて、特定目的会社の利益の配当

等に対する所得税の額から控除することとされます。その控除限度額は、当該所得税の額とします。

(注)上記の改正は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る利益の配当等に対する所得税の額について適用します。

(3) 移転価格税制

移転価格税制の国外関連者に関する明細書について、国外関連者の営業収益等における通貨・単位の明示、株式等の保有割合における同一の者による株式等の被保有関係にある国外関連者に係る保有割合、国外関連者の従業員数、利益準備金の額及び事前確認の有無の記載を行うこととされます。

地方税

移転価格税制について、租税条約の相手国との相互協議に係る徴収猶予制度が創設されま

す。

(4) 非居住者又は外国法人の利子所得

国内源泉所得の範囲に、外国法人が発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるものが加えられます。

5. トン数標準税制の創設

日本籍船・日本人船員の計画的増加を図るため、非常時における国際海上輸送に係る航海命令等の制度化に合わせて、日本籍船に係るみなし利益課税(いわゆるトン数標準税制)が創設されます。

が を超えるときは、その超える部分の金額を損金の額に算入し、 が に満たないときは、その満たない部分の金額が益金の額に算入されます。

日本籍船による収入金額に係る所得金額
日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額

6. その他

(1) 工事収益の計上方法等について、次のとおり見直しが行われます。

- 工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、工事期間要件を2年以上から1年以上に、請負金額要件を50億円以上から10億円以上に、それぞれ見直します。
- 工事進行基準を適用できる長期大規模工事以外の工事範囲に、損失が生ずると見込まれる工事を追加します。
- 工事進行基準の対象にソフトウェアの受注制作を追加します。

(2) 無償減資等を行った法人に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されます。

(3) 特定公益増進法人等に係る寄付金の損金算入限度額について、所得基準が所得の金額の5%(現行2.5%)に引き上げられます。

- (4) 教育訓練費が増加した場合の特別税額控除について、対象を中小企業に限定しつつ、教育訓練費の計画的な増加が困難な中小企業が利用しやすい仕組みに改組します。

(その他の改正・見直し)

1. 公益法人制度改革への対応

来年12月から施行予定である新しい公益法人制度に対応し、税制面からも民間の公益活動を支えていくため、公益社団法人・公益財団法人について、公益目的事業から生じる収益を非課税とするとともに、特定公益増進法人と位置づけ寄付優遇の対象とする等の措置が講じられます。

また、準則主義で設立可能となる一般社団法人・一般財団法人については、様々な態様の法人に対応する税制を整備し、課税の適正・公平が図られます。

2. 文書回答手続の改善

納税者利便の向上を図るため、事前照会に対する文書回答手続が改善されます。具体的には、事前照会に対する文書回答手続について、次の措置が講じられます。

- (1) 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に、将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものを加えます。
- (2) 照会・回答内容の公表に関して、事前照会者名などの事前照会者を特定する情報は原則非公表とします。
- (3) 回答文書等は、原則として、その回答後60日以内に公表することとしていますが、事前照会者の申出があり、その申出に相当の理由がある場合には、180日以内(現行120日以内)の期間、公表を延期できることとします。
- (4) 文書回答は、照会文書が到達した日から原則3ヶ月以内に行うよう努めることとしているが、原則3ヶ月以内の極力早期に行うよう努めることとします。

(注)上記の改正は、平成20年4月1日以後に提出される照会文書について適用します。

3. 土地の売買等にかかる登録免許税

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用期限が3年間延長されます(平成23年3月31日まで)。税率は下記のように段階的に引き上げられます。

- | | | |
|-------------------------|----------|--------|
| (1) 土地の売買による所有権の移転登記 | | |
| 平成21年3月31日まで | 10/1000 | (現行税率) |
| 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで | 13/1000 | |
| 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで | 15/1000 | |
| (2) 土地の所有権の信託の登記 | | |
| 平成21年3月31日まで | 2/1000 | (現行税率) |
| 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで | 2.5/1000 | |
| 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで | 3/1000 | |

4 . 適格機関投資家

特定目的会社に係る課税の特例等について、支配配当等の損金算入及び配当控除不適用となる配当等の要件における適格機関投資家の範囲を見直します。

5 . その他

今後の検討事項として、金融資産性所得の一体化課税の検討、納税者番号制度の導入の検討、外国税額控除制度の見直し、などが掲げられました。

以上

この記事についてのお問い合わせは、下記の者までお気軽にお問い合わせください。

南波 洋 Tel.(03-3506-2603) Fax(03-3506-2412)